

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に本社を置くC会社（以下「会社」という。）に雇用され、同県D市所在の会社D営業所において、トラック運転手として配送業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、自宅トイレにおいて倒れているのを請求人の妻に発見され、E病院に救急搬送されたところ、「脳塞栓症」と診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医の意見を踏まえ、請求人に発症した疾病は「左被殻部脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断し、発症日は平成〇年〇月〇日としており、発症状況等に照らすと、当審査会としても、F医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事に遭遇したか否かについては、一件資料をみるも、請求人にそのような出来事に該当する事実は認められない。

なお、請求人らは、請求人が本件疾病を発症した直前の運行において、平成〇年〇月〇日午後2時から同月〇日午前4時まで38時間の拘束を受けており、同人は肉体的に重大なダメージを受けることになった旨述べているが、拘束時間が長時間に及んだとしても、そのこと自体が直ちに異常な出来事であるとはいえないことから、同主張を採用することはできない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人らは、「各配送センターで待機している時間は労働時間である。」、「場所的・時間的に拘束され、権利として自由利用できる時間はない。」などと主張し、本件公開審理においても、同旨の主張をしている。

イ 一般に、労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督の下にある時間をいい、必ずしも現実に精神又は身体を活動させていることを要件とせず、労働から

の解放が保障されていない限り、労働時間に当たるとされている。

ウ そこで、請求人が各配送センターにおいて荷積み又は荷降ろしを開始するまで待機している時間（以下「待機時間」という。）についてみると、以下のとおりである。

(ア) 請求人らは、「G配送センターでの荷積みは、1番車では午後3時から始まり、2番車以降は前の車両の積込みが終わり次第始まった。1番車の積込時間は2時間半から3時間、それ以降の順番の車は1時間程度であったが、前の車両の積込みが終わる10分前には必ず所定の場所に接車できるように同センター内で待機している必要があった。急な呼出しがあることもあり、すぐにこれに対応しなければならないから、配送センター内のトラック内において待機していなければならない。いつ荷積みの連絡が来るか分からなかったので、のんびり過ごすことはできなかった。」旨述べ、「G以外の各配送センターについては、荷降開始時間は運転手には分からず、指示があるまで配送センター内で待機するほかなかったが、待機している時間は一律ではなく、長くて2時間ほどであった。携帯電話等で指示されれば、いつでも対応する必要があった。」旨述べているほか、元同僚のHも、「各配送センター内で、荷積みや荷降ろしをする時間と場所が日々確定しておらず、作業をしていない時間もトラック内において待機し、指示がある都度、作業をしなければならない。運転手が下車して自由に利用できるような時間はない。」旨述べている。

一方、I所長は、「G配送センターでは、1車両の荷積作業時間は通常1時間ないし1時間半程度だったが、1番荷積みは午後3時からであり、2番以降は事前に電話で荷積みの順番を知らせるので、当該順番から運転手はおおよその荷積開始時間を把握できた。荷積開始時間までは自由になっており、待機時間中に別の業務指示を出すことはない。各配送センターで運転手がどのように過ごしているかは分からないが、多分仮眠を取っているものと思う。」旨述べている。

なお、J常務は、「G配送センターでは、1番車両の荷積開始時間は通常午後3時であり、2番目以降は特に決まっていないが、1番車両の荷積み通常約2時間半から3時間かかることから、2番目以降の荷積開始時間は早くても午後5時半以降となる。また、2番目以降の荷積時間は1車両

当たり平均約1時間である。」旨述べている。

(イ) 待機時間の具体的な過ごし方について、請求人は、「G配送センターでは、トラックの中で運転席の背もたれを倒し、目をつぶって休息を取っていたり、他の運転手のトラックの中に入り、談話したりする。疲れは完全には取れないが、多少リラックスすることはできる。たいがいラジオを聴いていた。」、「G配送センター以外の各配送センターでは、後部座席で横になることはなく、運転席に座って、ラジオを聴いたり、うたたねをしたりしていた。トラックの中で楽な姿勢で休憩したり、菓子パンなどを食べているが、仮眠や睡眠はとっていない。」旨述べており、同僚のKは、「G配送センターに到着して荷積開始時間までの間、休憩室で飲み物を購入して休んでいたたり、トラックの中で仮眠や他の運転手と話をしたり、携帯電話をいじったりして過ごしている。」、「G配送センター以外の配送センターの周りには何もないので、休憩や仮眠を取ったりしている。」旨述べている。

(ウ) 以上の各申述からすると、請求人は、会社の担当者から事前に電話連絡を受けることにより、おおよその荷積開始時間を把握できていたことに加え、待機時間中は、トラックから長時間離れることはできないものの、常態として実作業に従事する必要はなく、携帯電話さえ持っていれば、いずれの配送センターにおいても、他の運転手と談話をしたり、運転席でうたたねをしたり、ラジオを聴いたり、菓子パンを食べたりしながら、楽な姿勢で休息することができたものであって、突発的な指示に対して随時相当の対応を迫られることはなく、また、これに備えて事実上待機せざるを得ない状態に置かれていたわけでもないことからみて、待機時間中は労働から解放されていたものとみるのが相当である。さらに、請求人に対して待機時間中に特別な業務指示が出されることはなく、労務の提供が義務付けられていたものとはいえず、使用者の指揮命令下に置かれていたものとは評価することもできない。以上の事実からみると待機時間は、その実態において、労働時間であると認めることはできないものと言わざるを得ない。

エ 以上からすると、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)カ(オ)において説示するとおり、運転時間、荷積時間及び荷降時間をもって請求人の労働時間であることが相当であると判断する。

なお、請求人らは、2つの最高裁判所判決（最一小判平成14・2・28

民集56巻2号361頁及び最小二判平成19・10・19民集61巻7号2555頁)を挙げて、待機時間は労働時間である旨主張している。しかしながら、①会社は、各配送センターに到着してから荷積作業又は荷降作業開始までの待機時間をどのように過ごすかについては、運転手に任せており、待機時間中における業務の指示や命令は明示的にも黙示的にも一切行っていないこと、②そのため、運転手は会社担当者から荷積作業又は荷降作業開始の電話連絡を受けるまでの間は、業務による拘束を受けることなく自由に過ごすことができ、業務対応を行うことが必要となるような事態は発生していなかったことなどの事実から、待機時間中において労働契約上の役務の提供が義務付けられているとは評価できず、上記の各判決は、本件とは事案を異にするものであるから、請求人らの主張は採用することができない。

- (5) 短期間の過重業務についてみると、請求人の本件疾病発症前1週間の労働時間は、総労働時間が51時間29分であり、時間外労働時間数は11時間29分であるから、決定書理由第2の2(2)クにおいて説示するとおり、本件疾病発症前1週間において過重な業務に従事したものと認められない。
- (6) 長期間の過重業務についてみると、請求人の本件疾病発症前6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間は、発症前1か月目37時間5分、同2か月目38時間51分、同3か月目43時間35分、同4か月目44時間6分、同5か月目46時間28分、同6か月目46時間56分であるから、決定書理由第2の2(2)ケにおいて説示するとおり、本件疾病発症前6か月間において過重な業務に従事したものと認められない。
- (7) 請求人の健康状態等についてみると、請求人は、本件疾病の発症前日である平成○年○月○日午後6時半頃から翌日の午前1時頃までの間、友人2人と一緒に3軒の居酒屋などで飲酒を行い、1軒目では3人で焼酎ボトル半分とビール1人当たりジョッキ1杯、2軒目ではビール中ジョッキ2～3杯、3軒目では焼酎コップ2杯とビール中ジョッキ2杯を飲んでおり、また、L医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「ホルター心電図で短時間の心房細動が認められ、心原性脳栓塞の予防として抗凝固薬を予防的に投与した。」旨の意見を述べている。
- (8) 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び

「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、業務上の事由によるものとは認められない。

また、仮に、待機時間を労働時間とみたとしても、上記（３）ウ（イ）のとおり待機時間中における労働密度は極めて希薄であり、そのような事情にある待機時間を除くと、本件疾病発症前６か月間における１か月の時間外労働時間は、最長でも発症５か月前の５６時間程度にすぎないことなどが明らかであるから、本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできないものである。

なお、請求人らは、本件公開審理において、昼夜が逆転した請求人の生活実態も考慮願いたい旨主張しているが、決定書理由第２の２（２）コにおいて説示するとおり、請求人が従事している勤務形態は、日をまたいだ運送業務には通常みられるものであり、請求人はトラック運転手として長年の経験を有していることからすると、その勤務形態が不規則なものであったとしても直ちに過重な負荷となったとまでは言い難く、その主張は採用することができない。

また、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。